

公益財団法人全国高等学校体育連盟剣道専門部申し合わせ事項

(平成 25 年 5 月 3 日一部改訂)

下記の事項は、公式試合における高体連剣道専門部としての統一的な事項である。
特に全国大会においては、これを厳守することとする。

1 選手心得

- (1) 選手は気品のある態度で全力をあげて試合をする。
- (2) 竹刀は完全なものを使用する。着色を施したり、テープを巻いたりした竹刀は使用してはならない。
- (3) 選手の服装は、紺（黒）または白の剣道着・袴とする。なお、刺繍等により華美にならないこと。
- (4) 試合者の目印に校名などを大きく目立つように入れてはいけない。目印を着ける時は折り返した二枚の長さが揃うように着ける。
- (5) 貴重品の保管には十分留意する。
- (6) 滑り止めのための雑巾等は使用しない。

2 引率責任者、監督の資格について

引率責任者は出場校の教諭とし、監督は出場校の教職員または校長が特に認めた者とする。

ただし、監督が出場校教諭である場合は、原則として引率者を兼ねる。

3 監督心得

- (1) 監督の服装は、以下の通りとする。
 - (イ) 全国高校総体では、白シャツ、ズボン（白・灰色）または剣道着、袴（色は紺、黒、白いずれか）とする。
 - (ロ) 全国選抜大会では、背広、ネクタイ、または剣道着、袴（色は紺、黒、白のいずれか）とする。
- (2) 試合場に入ることができるのは、監督・選手・定められた補欠だけで、他の者の入場は厳禁する。

4 規則の運用および大会運営について

- (1) 試合はすべて一刀（一本の竹刀）にて行うものとする。二刀にての試合は認めない。
- (2) 全国大会（全国総体・全国選抜大会）での竹刀検量は、以下の要領で行う。
 - (イ) 監督の責任において検量本数を「竹刀検量申請書」により申請する。
 - (ロ) 事前に申請する竹刀の本数は選手一人当たり 3 本以内とする。
 - (ハ) 竹刀検量において規格外等により不合格となった竹刀を一時預かり、当該選手が所属する団体及び当該選手の試合が終了後返却する。
 - (ニ) 大会期間中、破損等による追加の申請は破損した竹刀を持参のうえ「竹刀

検量【追加】申請書」により申請する。

(3) 鰐競り合いについて

(イ) 試合者は、正しい鰐競り合いの攻防から10秒以内に技を出すか、または、相互に間合いを切って鰐競り合いを解消しなければならない。

正しい鰐競り合いとして以下に示す内容を審判の判定基準とし、この基準からはずれる場合は不当な鰐競り合いの反則とする。

① 手元が上った拳競り合いにならないようにし、手元を下げて相互に鰐元と鰐元を合わせて竹刀を交差させる。(このことを試合者同士が相互に努力して行うことを前提とする。)

② 鰐元で竹刀の表鑓を交差させる。(竹刀は右傾前方に傾ける。)

③ 瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表鑓側での交差に直さなければならない。(先に裏交差した者や右拳を体の中心より左側において鰐競り合いをする者は反則の対象となる。)

④ 鰐競り合いは、相互に鰐元で圧力をかけ合っている状態とする。(相手の力を故意に吸収して体を密着させる行為は反則の対象となる。)

(ロ) 審判員は、不当な鰐競り合いの「反則」を厳密に見極めるとともに、正しい鰐競り合いの攻防が10秒程度続いた場合、時間空費の「反則」または「分かれ」を見極める。

ただし、安易に「分かれ」をかけない。

(ハ) 運用の詳細については、別紙「鰐競り合い改善の補足事項(平成22年5月3日決定)」による。

(4) 不正用具を使用した時の罰則は試合規則17条・19条の通りであるが、個人戦と団体戦を含めて行う大会においては、両方にまたがって適用する。

(イ) 団体・個人戦における不正用具使用者は、以後の試合に出場できない。団体トーナメント戦における補欠の出場は別に定めのない限り認める。

(ロ) 団体・個人戦ともにリーグ戦にあっては、不正用具使用者の総ての試合を負けとし、補欠の出場は認めない。

(5) 団体戦において、補欠と交代した選手の再出場は認めない。(大会が2日以上の場合は全期間にわたって適用する。)但し、全国選抜大会においてはこの限りではない。

(6) 全国大会団体戦の選手変更は以下の方法、条件内で認める。

(イ) 監督会議前までに所定の届けを大会事務局へ提出する。

(ロ) 変更する選手の人数は原則2名以内とする。

(ハ) 全国総体で、選手変更する場合、先鋒から大将までのオーダーは変えられない。

(ニ) 全国総体では、参加申込時の選手5名補欠2名に対し、新たな選手を入れる場合は補欠を飛び越して選手と直接変更することはできない。

(7) 個人戦の時、自分の都道府県の生徒が出た時は審判員を交代する。また関係のあるチームの審判も行わないことが望ましい。

(8) 予選リーグにおける引き分けの際は、その都度勝負を決定せずにそのリーグ終了後下記の順で勝敗を決め、また代表者戦を行う。

(イ) チームの勝ち点による。(勝ち1点、分0.5点)

(ロ) 勝者数による

(ハ) 取得本数による

(ニ) 上記(イ)から(ハ)までで3チームの順位が決定しない場合は、代表者戦によるリーグ順位決定戦を以下の要領で行い当該リーグの1位を決定する。

① 代表者戦の対戦順は予選リーグ戦時の対戦順とする。ただし、1位チームが決定した後の試合は行わないものとする。

② 代表選手は選手の安全面等に配慮し、代表者戦ごと変更することを可とする。

③ 礼法については、全国総体では代表者戦1巡目のみ団体戦の5人を整列させて行い、全国選抜大会では代表者戦1巡目のみ選手全員をプログラム登載順に整列させて行う。2巡目に入った場合は代表選手のみの礼とする。

④ 審判は予選リーグ戦時における当該の審判員が行う。

(9) 代表者戦の選手は、全国総体では当該の試合に出場した先鋒から大将までの5人の選手から選出し、全国選抜大会では大会登録している選手から選出する。代表者戦は一本勝負とする。

(10) 団体試合・トーナメント戦において、チームの勝敗が決定した後の試合は延長戦を行わない。

(11) 延長戦について

(イ) 全国総体の個人戦において、試合時間内で勝敗が決しない場合は勝敗の決するまで延長戦を行う。ただし、延長戦の試合時間は勝敗が決するまで継続する。

(ロ) 全国総体の団体戦においては、代表者戦に限り延長戦の試合時間は勝敗が決するまで継続する。

(ハ) 全国総体の団体戦における代表者戦以外の延長戦は、試合時間2分とし勝敗の決しない場合は引き分けとする。

(ニ) 全国選抜大会においては、団体戦試合時間5分、勝敗の決しない場合は引き分けとする。

ただし、代表者戦では試合時間内で勝敗が決しない場合は勝敗の決するまで延長戦を行う。この場合の延長戦は勝敗が決するまで試合時間は継続する。

付記：(1) 勝敗が決するまで延長戦を継続する場合、主審は試合者の疲労度等を観察し、休息等の措置が必要と判断したら、「止め」を宣告し深呼吸等の措置をとることができるものとする。

(2) 各都道府県の大会における「延長戦の試合時間」については全国大会に準ずる。

(12) 会場に各種旗（校旗、部旗、それに類するもの）の掲揚はしない。

5 事故の処理

選手が負傷した場合は、医師及び監督の意見を聞いた上、審判主任と審判員の4名が審判長の了解を得て試合継続の可否について決定する。試合の継続が決定した後、原則として5分以内に試合を再開する。

6 大会参加資格について

- (1) (公財) 全国高等学校体育連盟の定める「全国高校総体開催基準要項の大会参加資格」による。
- (2) (公財) 全国高体連剣道専門部の定める「外国人留学生の出場枠」(下記)による。
 - ① 学校教育法第1条に規定する高等学校に卒業を目的として入学している生徒であること。
 - ② 在籍校が、各都道府県高体連剣道専門部に加盟していること。
 - ③ 年齢は平成6年4月2日以降に生まれた者とする。ただし出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回に限る。
 - ④ 短期留学は除く。
 - ⑤ 上記①から④の条件を総て満たしている者に限り、以下の出場枠で参加を認める。
 - 団体戦・・・補欠を含めた7名中の2名以内の出場枠とする。
 - 個人戦・・・参加制限をしない。

7 試合放棄に対する措置について

全国高校総体、全国選抜大会において試合放棄が行われた場合、原則として以下の措置をとる。

試合放棄とは事故や負傷などによる棄権ではなく、運営や判定に対する不満により、試合を一方的に放棄した場合をいう。

(1) 試合放棄の事実確認及び事情聴取

審判長または審判主任は、監督及び選手に対して試合放棄の事実を直接確認し、その事情聴取にあたる。

(2) 競技上の取り扱い

剣道試合・審判規則第31条(棄権)、細則28条にのっとり以下の通り処理する。

- ① 試合を放棄した者は負けとし、その後試合に出場することができない。
- ② 個人戦においては、相手に2本を与えて負けとする。既得本数は認めない。
- ③ 団体戦においては、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数は認めない。

(リーグ戦においてはそのリーグすべての試合を、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数、既得権は認めない。)

補足：団体戦においては、チームとして試合放棄した場合とチーム内の1選手が試合放棄した場合があり得るが、ともに上記③のとおり処置する。

(3) 試合放棄した個人または団体(監督も含め)に対する事後の指導措置

(公財) 全国高体連剣道専門部長は、副部長・委員長と協議し当該者に対し指導を講ずる。その結果を全国専門委員会に報告する。

付記：各都道府県の大会における試合放棄は、各都道府県高体連及び剣道専門部に一任する。その結果を(公財) 全国高体連剣道専門部長に報告する。